

検体検査実施料に係るお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび令和6年4月30日付け厚生労働省保険局医療課長通知「保医発 0430 第1号 および第3号」にて、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和4年3月4日保医発 0304 第1号）が改正され、令和6年5月1日より適用されることとなりました。

取り急ぎご案内いたしますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

(記)

■ 「検査実施料」の留意事項改正

点数区分	検査項目名	実施料	判断料	備考
D006-19 がんゲノムプロファイリング検査				
	がんゲノムプロファイリング検査	44000	遺伝子・染色体 100	※1

下線部が追加されました。

※1. (6) 「注2」に係る規定は、固形腫瘍の腫瘍細胞又は血液を検体とし、100以上のがん関連遺伝子の変異等を検出するがんゲノムプロファイリング検査に用いる医療機器等として薬事承認又は認証を得ている次世代シーケンシングを用いて、次に掲げる抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的とした検査を実施した際に併せて取得している包括的なゲノムプロファイルの結果を、標準治療後(終了が見込まれる場合も含む。)にエキスパートパネルで検討を行った上で、治療方針等について文書を用いて患者に説明することにより、「B011-5」に掲げるがんゲノムプロファイリング評価提供料を算定する場合に適用する。なお、この場合には(2)から(5)までを満たすこと。この際、診療報酬明細書の摘要欄に、包括的なゲノムプロファイルの結果を併せて取得した検査の実施日を記載すること。

ア～カ(略)

キ 固形癌におけるNTRK融合遺伝子検査、腫瘍遺伝子変異量検査、RET融合遺伝子検査
ク・ケ(略)

コ 乳癌におけるAKT1遺伝子変異検査、PIK3CA遺伝子変異検査、PTEN遺伝子変異検査

■ 新規収載項目

点数区分	検査項目名	実施料	判断料	備考
D004-2 悪性腫瘍組織検査				
1	固形癌における RET 融合遺伝子検査	5000	遺伝子・染色体 100	※2
	甲状腺癌における BRAF 遺伝子変異検査			
	乳癌における AKT1 遺伝子変異検査			
	乳癌における PIK3CA 遺伝子変異検査			
	乳癌における PTEN 遺伝子変異検査			
N005-3 PD-L1 タンパク免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製				
	CLDN18 タンパク免疫染色(免疫抗体法) 病理組織標本作製	2700	病理 130	※3

下線部が追加されました。

※2. (4) 「1」の「ロ」処理が複雑なものとは、次に掲げる遺伝子検査のことをいい、使用目的又は効果として、医薬品の適応を判定するための補助等に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品又は医療機器を用いて、次世代シーケンシング等により行う場合に算定できる。

ア・イ(略)

ウ 固形癌におけるNTRK融合遺伝子検査、腫瘍遺伝子変異量検査、RET融合遺伝子検査
エ(略)

オ 甲状腺癌におけるRET融合遺伝子検査、BRAF遺伝子変異検査

カ〜ク(略)

ケ 乳癌におけるAKT1遺伝子変異検査、PIK3CA遺伝子変異検査、PTEN遺伝子変異検査

※3. CLDN18タンパク免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製は、治癒切除不能な進行・再発の胃癌患者を対象として、抗CLDN18.2モノクローナル抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断することを目的として、免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製を行った場合に、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。

以上